



厚生労働省福島労働局発表  
平成 23年 10月 3日

※ 地震関連第112報

担  
当

福島労働局職業安定部  
職業安定課長 馬場 一郎  
職業対策課長 新林 裕  
電 話 024-529-5096

## 「緊急時避難準備区域」指定解除後の 雇用対策の推進について

「緊急時避難準備区域」の指定を受ける地域は、子ども、妊婦、要介護者、入院患者が立ち入らないよう求められてきたところです。

平成23年9月30日、当該地域指定が解除されるにあたり、こうした方々を含む多くの避難者が元の居住地に戻り、生活再建・新規就職に向けた活動を開始することとなるため、以下の取組を推進していきます。

### 1 雇用保険の特例措置の継続適用

地域指定解除後においても、引き続き、雇用保険の特例措置（休業中や一時離職中の方が失業手当を受給できる措置）が適用されます。

### 2 雇用調整助成金の特例の実施

子ども、要介護者等を主な利用者とする学習塾や病院等の事業主については、これまで原則として助成金の対象とはなりませんでした。指定地域が解除された日以降に事業活動が縮小した場合であって、一定の要件を満たす場合には、助成対象となります。

また、これらの事業主について、解除日の直後から助成金を利用できるよう、事業活動が縮小する見込みの場合でも助成対象とする特例を設けます。

引き続き以下の点に留意しつつ、福島労働局及びハローワークにおいては、求職者ニーズに即した職業紹介等を実施していきます。

- ・求職者に対する労働市場の状況等に関する情報の提供
- ・事業を再開する事業所を対象とした相談支援
- ・雇用創出基金事業に係る求人の確実な確保
- ・職業訓練の周知及び適切な職業訓練コースへの誘導

福島原発の事故に伴う計画的避難区域等及び震災に係る  
雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて

		雇用保険の特例	雇用調整助成金
原発関係	警戒区域 (及びかつての 屋内退避区域)	○	△ (避難先などで事業継続のため の準備活動を行っている場合 や避難先などに移転して実際 に事業を継続している場合は利 用可能)
	計 画 的 避 難 区 域	○	△(※1) (避難先などで事業継続のため の準備活動を行っている場合 や避難先などに移転して実際 に事業を継続している場合は利 用可能)
	特 定 避 難 勧 奨 地 点	○	○
	かつて緊急時避難準備区 域又は屋内退避区域で あって、上記以外のところ	○(※2)	○(※3)
震災関係	震災により直接の 被害を受け休業	○ (事業の休廃止が要件)	△ (修理業者の手配や物品調達 が困難なため、早期の修復が 不可能であり事業活動が縮小 すれば対象)
	震災の間接的影響 により休業 (原材料の調達不能等)	×	○

(※1) 計画的避難区域に指定される前に雇用調整助成金の利用を開始した事業主については、引き続き利用可能。

(※2) 緊急時避難準備区域又は屋内退避区域として特例給付が認められていたことを考慮し、当分の間の経過措置として、対象とする。

(※3) 緊急時避難準備区域に所在している学習塾や病院等については、同区域の指定が解除された日以降に事業活動が縮小した場合であって、他の支給要件を満たせば、対象となる。